

＜木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会＞

○平成28年7月26日に「減災に係る取組方針」を策定。

～**地形的特性から懸念される水害・土砂災害の複合災害を対象とした減災対策に関する取組を推進**～

○構成メンバー※：津市長、名張市長、伊賀市長、笠置町長、南山城村長、宇陀市長、山添村長、曾爾村長、御杖村長、三重県（伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長、津建設事務所長、津地域防災総合事務所長、京都府（山城南土木事務所長）、奈良県（奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長）、水資源機構関西支社木津川ダム総合管理所長、津地方気象台長、奈良地方気象台長、国土交通省近畿地方整備局（淀川ダム統管理事務所長、木津川上流河川事務所長、紀伊山系砂防事務所長）

※水防法第15条の9、第15条の10に基づく構成員

■ 5年間で達成すべき目標

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「**逃がす・防ぐ・回復する**」ことにより減災する。

■ 取組の具体的な内容

- ①「**逃がす**」：避難情報が対象者に着実に届くように防災行政無線の電子化や防災メールの導入。
- ②「**防ぐ**」：水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた広域水防訓練の検討。
- ③「**回復する**」：氾濫水の迅速な排水に向けた、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）の作成。

なお、これらの取り組みを着実に進めるとともに、水害・土砂災害の複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、その検討結果を踏まえ、水害と土砂災害の複合災害を対象とした取組を進めて行くこととする。

＜複合災害を対象とした被害想定等の検討＞

木津川上流部では、山間部と河川に挟まれた地域が多い地形特性から、大規模水害には、**水害と土砂災害が同時に発生する複合災害を想定した減災対策が必要**

複合災害を対象に被害最小化に向けた対策検討



山間部と河川に挟まれた狭隘部

＜木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会＞

○令和2年10月に淀川水系流域治水プロジェクト 木津川上流分会を立ち上げ、令和3年2月に、「**淀川水系流域治水プロジェクト 木津川上流分会 ～ 淀川の水と緑が組み合う流域治水対策 ～**」をとりまとめた。

○構成メンバー※：津市長、名張市長、伊賀市長、笠置町長、南山城村長、宇陀市長、山添村長、曾爾村長、御杖村長、三重県（水災害対策監）、京都府（建設交通部理事）奈良県（河川整備課長）、水資源機構関西支社木津川ダム総合管理所長、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局長、西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長、近畿日本鉄道株式会社大阪統括部 施設部長、伊賀鉄道株式会社 鉄道営業部長、国土交通省近畿地方整備局（淀川ダム統合管理事務所長、木津川上流河川事務所長、紀伊山系砂防事務所長）

※淀川流域治水協議会規約第3条の2に基づく構成員

【目的】

近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、**「流域治水」を計画的に推進**するための**協議・情報共有**を行うことを目的とする。淀川流域治水協議会に基づく木津川上流分会を兼ねる組織とし、名称を「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」とする。



【流域治水プロジェクト】

淀川流域治水協議会の「**木津川上流分会**」を**減災協議会の枠組み**の中で進める。

